

西村あさひ法律事務所

欧州委員会による水平ガイドラインの改定
—サステナビリティ協定に関するガイドラインの新設—

独禁/通商・経済安全保障ニューズレター

2023年6月16日号

執筆者:

E-mail✉ [根立 隆史](#)E-mail✉ [福島 惇央](#)E-mail✉ [三島 隆人](#)

1 はじめに

2023年6月1日、欧州委員会(以下「**欧州委**」といいます。)は、パブリック・コメントの結果を踏まえ¹、水平ガイドライン²(以下「**水平 GL**」といいます。)、研究開発協定に関する水平一括適用免除規則³及び専門化に係る協定に関する水平一括適用免除規則⁴(以下両者をまとめて「**HBERs**」といいます。)の改定案を採択しました([欧州委プレスリリース](#))。HBERsは、2023年7月1日から効力を生じ、改定された水平 GL(以下「**新水平 GL**」といいます。)は、EU 官報への掲載(2023年7月中を予定)直後に効力を生じます。

今回の改定では、新水平 GL の情報交換の章において、どのような情報が機微情報にあたるのか、情報交換自体が競争制限目的を有すると評価されるのはどのような場合かを明らかにするなど、EU においてビジネスを展開する日本企業にとって実務的に重要な内容が多く含まれていますが⁵、本稿では、欧州グリーンディールとの関係において特に注目される、新水平 GL に追加されたサステナビリティ協定に関するガイドラインについて解説します。

なお、英国競争当局(競争市場庁)も、2023年2月28日、新水平 GL の内容と整合したサステナビリティ協定とカルテル規定に関するガイドライン案(“Draft guidance on the application of the Chapter I prohibition in the Competition Act 1998 to environmental sustainability agreements”)を公表しています⁶。

¹ 水平 GL 等の改定案に対するパブリック・コメントの実施状況を含め、EU 競争法に関する昨年の動向については、[クリスティーナ・ヴィンケルマン・真貝淳](#)「EU 競争法における昨年の規制改革の動向 —垂直的協定に対する新しいルールを中心に—」をご覧ください。

² Communication from the Commission - Guidelines on the applicability of Article 101 of the Treaty on the Functioning of the European Union to horizontal co-operation agreements [2011] OJ C 11/1.

³ Commission Regulation (EU) No 1217/2010 on the application of Article 101 (3) of the Treaty on the Functioning of the European Union to certain categories of research and development agreements [2010] OJ L 335/36.

⁴ Commission Regulation (EU) No 1218/2010 on the application of Article 101 (3) of the Treaty on the Functioning of the European Union to certain categories of specialisation agreements [2010] OJ L 335/43.

⁵ 具体的には、専門化に係る協定に対する一括適用免除の対象拡大、研究開発協定に関する水平一括適用免除規則の市場シェア計算方法の明確化・柔軟化、最新の判例法を踏まえた水平 GL の序章のアップデート(JV・JV 親会社間の協定に関するガイダンスを含みます。)、水平 GL の生産協定の章におけるモバイル通信インフラストラクチャーの共有協定に関するガイドラインの新設、水平 GL の購入協定の章の拡充・明確化(共同購買と購買カルテルの違いに関する説明を含みます。)、水平 GL の商業化協定の章の拡充(共同受注体(bidding consortia)に関する記載の追加を含みます。)、水平 GL の情報交換の章の再編・拡充、水平 GL の標準化協定の章の改定等が含まれます。

⁶ 英国競争当局のガイドライン案の詳細については、[根立隆史](#)「[環境持続可能性に係る合意とカルテル規制に関する英国競争当局の指針\(案\)について](#)」をご覧ください。

2 サステナビリティ協定に関するガイドラインの新設

(1) 基本的な考え方

競争法の執行は能率競争を保護することによって「サステナブルな発展(sustainable development)」に寄与するものですが、他方、事業者の個別の生産・消費に関する決定は、環境等に対する負の影響(負の外部性)をもたらすことがあります。かかる負の外部性は、一次的には公的な規制によって対処されるべきものですが、公的な規制が一切又は十分に機能していない場合においては、事業者同士が協力してサステナブルな生産活動や消費活動を促進することにより、負の外部性に対処することが考えられます(パラ 518-520)。

新水平 GL は、サステナビリティ協定を、協力の形式に拘わらず、「サステナビリティに係る目標を追求する水平協力協定」と定義した上で(パラ 521)、サステナビリティ協定が競争によって生ずる負の外部性を軽減するための有益なツールとなり得ることを踏まえ、「サステナビリティ協定」の競争法上の評価に関する新たなガイダンスを設けています(パラ 515)。なお、新水平 GL において、「サステナブルな発展」には、経済、環境及び社会的な発展を支える活動が広く含まれるものとされ、「サステナビリティ協定」には、気候変動への対応、環境汚染の削減、自然資源の使用の削減だけでなく、人権の尊重、生活賃金の保障、レジリエンスを備えたインフラストラクチャーやイノベーションの促進、フードロスの削減、健康的で栄養のある食生活への変化の促進及び動物福祉の確保といった様々な目標を追求する水平協定が含まれます(パラ 517)。

EU においては、欧州機能条約(以下「TFEU」といいます。)101 条 1 項に基づき、複数の事業者による競争制限目的又は効果を有する「協定」が禁止され、かかる協定は当然に無効とされています(TFEU101 条 2 項)。もっとも、TFEU101 条 1 項に該当する水平協定についても、同条 3 項(適用免除)に定める 4 つの要件(下記(4)参照)を全て満たす場合には、競争法違反にはなりません。新水平 GL では、競争上の懸念がそもそも生じない場合(下記(2))、競争制限目的又は競争制限効果⁷の検討が必要となる場合(下記(3))、適用免除の検討が必要となる場合(下記(4))のそれぞれについて、サステナビリティ協定の例や解釈指針を定めています。

(2) 典型的に競争上の懸念を生じさせないと考えられるサステナビリティ協定の例

まず、以下のようなサステナビリティ協定については、価格、数量、品質等の競争変数にマイナスの影響を与えず、典型的に競争上の懸念を生じさせないため、TFEU101 条に基づく禁止の対象とはなりません(パラ 527-531)。

典型的に競争上の懸念を生じさせないと考えられるサステナビリティ協定の例

- ① 法的な拘束力を有する国際条約等において明確に規定された要求事項・禁止事項(例:児童労働・特定の汚染物質の使用禁止等)を遵守することを唯一の目的とする協定
- ② 事業者の経済活動と関係しない協定であって、もっぱら社内的な活動に関する協定(例:再利用を予定しないプラスチックの事業所内における使用禁止、内部使用文書の印刷数の制限等)
- ③ (非)サステナブルなバリューチェーンを有するサプライヤー等(例:労働者の人権や生活賃金を尊重するサプライヤー等)に関する一般的な情報を含んだデータベースの作成に関する協定であって、特定のサプライヤー等との取引を禁止したり、義務づけたりする内容を含まないもの
- ④ 消費活動の環境等への負の影響に対する消費者の意識向上等を目的とする業界団体に関する協定であって、特定の商品に関する共同の宣伝とならないもの

⁷ EU 競争法上、競争制限目的を有する協定と競争制限効果を有する協定の区別は重要であり、競争制限目的を有する協定が認定されれば効果について検討することなく適用免除の要件を満たさない限り違法となります。競争制限目的を有する協定に該当するか否かは、協定の内容、目的、協定がなされた法的・経済的な状況が考慮されることとなります。

(3) サステナビリティ協定の競争上の懸念の評価方法

ア 原則

上記(2)に挙げられた協定とは異なり、競争変数にマイナスの影響を与えるサステナビリティ協定は TFEU101 条 1 項に違反するか否かの検討が必要となります(パラ 532)。競争事業者間の協定がサステナビリティの目的を追求する場合、それは当該協定が競争制限目的を有する協定にあたるか否かの評価において考慮されます(パラ 533)。また、協定の参加事業者が当該協定の主要な目的がサステナビリティの目的の追求にあることを実証した場合であり、かつ当該協定が競争制限目的を有する協定であるとの評価に合理的な疑いを差し挟む場合に初めて当該協定が競争制限効果を有するか否かが評価されることとなります。当該協定の競争制限効果の評価にあたっては、特に、当該協定に参加した事業者の市場支配力、当該協定が事業者の主要な競争変数に関する意思決定の自由を制限する程度、当該協定の対象とする市場の範囲、当該協定に基づいて交換された機微情報の程度、当該協定によって価格等が相当程度変動したか否かといった要素を考慮すべきであるとされています(パラ 534・535)。

イ サステナビリティ標準化協定の場合

新水平 GL では、サステナビリティ標準化協定(sustainability standardisation agreements)を隠れ蓑にして、価格協定、市場・顧客分割、供給量制限、品質・技術革新の制限を行うことは競争制限目的を有する行為にあたることが明確化されています。他方、全ての基準を満たせば相当程度の競争制限効果をもたらす可能性が低いと考えられる「ソフト・セーフハーバー」と称する基準が設けられました⁸。サステナビリティ標準化協定とは、サステナビリティ協定のうち、非サステナブルな製品(例:プラスチック・化石燃料)や製造方法(例:石炭火力による製鉄)からサステナブルな製品や製造方法への置換等を目的として、競争事業者の間で締結されるサステナビリティ標準化に関する協定であって、商品の生産数量を制限する内容を含まないものを指します(パラ 538)。

サステナビリティ標準化協定のソフト・セーフハーバー

- ① サステナビリティ標準の策定手続の透明性が確保されており、全ての競争事業者が標準の選択プロセスに参加が可能であること
- ② サステナビリティ標準に参加する意思を有しない事業者に対して標準を遵守する義務を課さないこと
- ③ サステナビリティ標準化協定に参加する事業者が、更に高いサステナビリティ標準を自ら採用することができること
- ④ サステナビリティ標準の発展等に客観的に必要かつ相当な範囲を超えて機微情報を交換しないこと
- ⑤ 標準化策定手続の結果に対する効果的・非差別的なアクセスが保障されていること(例:サステナビリティ標準の策定手続に参加していない事業者が後から標準を採択することを認める)
- ⑥ 少なくとも次のいずれかの条件を満たすこと
 - (a) 価格の顕著な上昇、品質の顕著な低下がもたらされないこと
 - (b) 標準の影響を受ける全ての対象市場において、サステナビリティ標準化協定に参加する事業者の合計市場シェアが 20%を上回らないこと

もっとも、サステナビリティ標準化協定が、上記①から⑥までの要件のいずれかを満たさずソフト・セーフハーバー基準を満たさない場合であっても、当該協定が TFEU101 条 1 項に違反することが推定されるわけではなく、同項に違反するか否かは競争制

⁸ EU 競争法上、相当程度の競争制限効果を有しない行為は、EU 競争法 101 条 1 項の適用を受けないものとされています (Communication from the Commission - Notice on agreements of minor importance which do not appreciably restrict competition under Article 101(1) of the Treaty on the Functioning of the European Union (De Minimis Notice) [2014] OJ C 291/1 参照)。

⁹ 但し、あるサステナビリティ標準化協定がソフト・セーフハーバー基準を満たした場合であっても、例えば、他の事業者による別のサステナビリティ標準化協定と相俟った累積効果によって、価格の顕著な上昇や品質の顕著な低下がもたらされる等といった、対象市場において相当程度の競争制限効果が認められる場合には、例外的に欧州委員会及び欧州共同体加盟国の競争当局が介入することがあり得ます(脚注 385)。

限効果の個別の評価によることとなります(パラ 552)。例えば、ソフト・セーフハーバー基準を満たさないサステナビリティ標準化協定であっても、それとは別のサステナビリティ標準化協定から十分な競争圧力がある等の場合には、相当程度の競争制限効果をもたらすものではない(すなわち、TFEU101 条 1 項に違反しない)と評価される場合もあり得ます(パラ 555)。

(4) サステナビリティ協定に対する個別適用免除

EU 競争法上、TFEU101 条 1 項に該当する協定(競争制限目的又は競争制限効果を有する協定)であっても、同条 3 項の要件を充足する場合には、同条 1 項の規定は適用されません。

TFEU101 条 3 項による個別適用免除の要件

- ① 商品の生産若しくは流通の改善又は技術若しくは経済的進歩に資するものであること
- ② その結果としてもたらされる便益が消費者に公正に還元されること
- ③ 目的達成に不可欠でない制限を関係事業者に課すものではないこと
- ④ 対象となる商品の大部分について、関係事業者に競争を排除する可能性を与えるものではないこと

このうち②の要件は、水平協定が対象とする製品に係る直接又は間接の消費者に水平協定による便益が公正に還元されることと定められています(パラ 569)。もっとも、環境問題には、商品役務の消費による環境への負の影響は当該消費者だけでなく社会全体にも及び得ます(負の外部性)。そのため、サステナビリティ協定により、環境問題に対応しようとする場合、よりよい環境に資するという便益が社会全体にもたらされ得る一方で、限られた範囲の消費者が少なくとも短期的には環境対応等のためのコストを負担するという不利益を受ける可能性があります。そのため、サステナビリティ協定に関しては、上記②の要件がいかなる場合に認められるかが特に問題となります。

この点、新水平 GL は、サステナビリティ協定が締結されることによって消費者に還元され得る便益を以下のとおり分類しています。

サステナビリティ協定が締結されることによって消費者に還元され得る便益の種類

- 類型① 個人の使用価値に基づく便益(individual use value benefits)
- 類型② 個人の非使用価値に基づく便益(individual non-use value benefits)
- 類型③ 集合的な便益(collective benefits)

類型①には質的効率性の向上や価格減少等が含まれ、例えば、有機肥料により栽培された野菜が非有機野菜よりもおいしい・健康的である場合等が含まれます(パラ 571・572)。また、類型②は、消費者が直接便益を受けるものではないものの、サステナブルな消費が他者にもたらす影響を認識することにより間接的に便益を受ける場合が該当します。類型②の便益を加味して高いコストを負担しても良いと考える消費者として、家具の品質が良いからではなく、森林破壊を防ぐ又は自然動物の生息地がなくなること避けたいという理由から、サステナブルな方法で栽培された木材で作られた家具に対して、高い値段を支払う消費者等が考えられます(パラ 575・576)。

さらに、新水平 GL は、(消費者が自発的にサステナブル協定によりもたらされる他者への影響を評価する類型②の場合だけでなく、)一定の場合には、当該商品の消費者の評価にかかわらず、消費者を超えてより広範な社会にもたらされる便益についても、類型③の便益として考慮することを明らかにしました(パラ 582)。もっとも、新水平 GL は、考慮できる集合的便益を、「協定により影響を受ける関連市場の消費者が、市場外の当該協定の受益者と相当程度重なるか、その一部である場合であり、かつ、市場外で関連市場の消費者が受ける集合的便益が当該消費者が受ける不利益を埋め合わせるのに足りるだけの十分なものである」場合に限定しており(パラ 584)、関連市場の消費者が受ける便益と不利益の均衡が求められていると考えられます。そのため、例えば、環境負荷の低い燃料を購入するドライバー(消費者)がより清浄な空気から恩恵を受ける市民でもあるとき、両者が相当程度重なり、かつ、市民の便益がドライバー(消費者)が受ける不利益を埋め合わせるものである場合に限り、かかる市民の便益も類型③の便益として考慮することができます(パラ 585)。

なお、適用免除の検討において、類型①から類型③までの便益については事業者の立証の容易さ等を踏まえていずれの類型

(複数可)の便益に依拠することも可能とされています(パラ 590)。

(5) 公的機関の関与

例外的な場合を除いて、サステナビリティ協定の策定手続に公的機関が関与していたとしても、当該協定に対して、TFEU101条の適用が排除されることはありません(パラ 597)。もっとも、競争制限的なサステナビリティ協定の当事者が公的機関により当該協定を締結することを強制等された場合には当該当事者は同条の責任を負わないものとされています(パラ 598)。

3 おわりに

日本でも 2023 年 3 月 31 日に公正取引委員会が「[グリーン社会の実現に向けた事業者等の活動に関する独占禁止法上の考え方](#)」が公表され、サステナビリティと競争法の関係について一定の指針が示されましたが、上記考え方の策定過程でも新水平 GL の策定過程における議論が参照されています。今後、新水平 GL に基づく欧州委員会による競争法の運用を日本の公正取引委員会が参考とする等日本の実務に影響を与える可能性もあるため、欧州でビジネスを行う事業者は格別、そうでない事業者にとっても、新水平 GL の運用を注視していく必要があるでしょう。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは[こちら](#)に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法又は現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所又は当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 [E-mail](#) 